

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領

	平成21年 5月29日付け21林整計第 89号林野庁長官通知
一部改正	平成22年 9月24日付け22林整計第131号林野庁長官通知
一部改正	平成22年11月26日付け22林整計第159号林野庁長官通知
一部改正	平成23年11月21日付け23林整計第158号林野庁長官通知
一部改正	平成24年 2月 8日付け23林整計第211号林野庁長官通知
一部改正	平成25年 2月27日付け24林整計第202号林野庁長官通知

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 基金事業の内容等

要綱第2において指定された要綱別表1及び2に定めるのメニューごとの内容は別表1のとおりとし、その対象経費については、別紙1のとおりとする。

第2 事業計画等

1 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、全体事業計画を作成し、様式1により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。

2 全体事業計画においては、様式2により基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(3)の基金事業のメニューごとの数量及び基金事業費については、要綱第2に掲げる復興木材安定供給等対策にあつては別紙の2の(1)、森林・林業人材育成加速化事業にあつては別紙の2の(2)、強い林業・木材産業構築緊急対策にあつては別紙の2の(3)へ記載する。

(1) 基本的事項（間伐等の森林整備・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）

(2) 全体目標（全体指標における目標値）

(3) 基金事業のメニューごとの数量及び基金事業費（ただし、基金事業費は国費分（国費から生じた運用益を含まない。）のみ記載する。以下同じ。）

3 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、年度事業計画を作成し、様式4により、林野庁長官等に報告するものとする。

4 年度事業計画においては、様式5により毎年度の基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業種目

(2) 実施市町村

(3) 事業主体

(4) 事業内容

(5) 基金事業費

(6) 個別指標

5 全体事業計画及び年度事業計画における目標を定める指標は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載する。

- 6 都道府県知事は、全体事業計画及び年度事業計画を作成するに当たっては森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成18年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく木材安定供給確保事業に関する計画、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定に基づく林業労働力の確保の促進に関する基本計画、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画及び地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。
- 7 要綱第4の3に定める重要な変更については、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、第2に基づき定める全体事業計画の計画事項のうち
- ① 基金事業総額
 - ② 森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱（平成21年5月29日付け21林整計第82号事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表に掲げる区分ごとの基金造成額
- について、これを変更する場合は、様式1の全体事業計画変更承認申請書により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 林野庁長官等は、(1)により、提出された全体事業計画について、目標が適切に設定されているか、基金事業の総合的な実施が目標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合に承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 全体目標のみを変更する場合は、様式3により、林野庁長官等に協議するものとする。
- 8 都道府県知事は、基金事業の実施状況について、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに様式6により林野庁長官等に報告しなければならない。
- 9 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事は、基金事業の実施に当たって、次に掲げる国及び都道府県等の施策や事業等との関連とその活用に配慮するものとする。

- 1 治山に関する施策
- 2 森林保全整備に関する施策
- 3 森林環境整備に関する施策
- 4 国有林野の活用に関する施策
- 5 農業構造改善に関する施策
- 6 山村振興に関する施策
- 7 保安林等整備管理に関する施策
- 8 森林計画に関する施策
- 9 森林の流域管理システムの推進に関する施策
- 10 林業普及指導事業交付金に関する施策
- 11 森林病虫害等防除に関する施策

- 12 独立行政法人農林漁業信用基金に関する施策
- 13 林業・木材産業改善資金に関する施策
- 14 森林・林業・木材産業づくり交付金に関する施策
- 15 合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品に関する施策

なお、森林・林業・木材産業づくり交付金（森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成20年3月31日19林政経第306号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、強い農業づくり交付金（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け17生産第8260号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。以下同じ。）等の関係事業と十分な調整を図るよう留意するものとする。

第4 国の助成措置等

国は、要綱第6に定める基金事業の実施に必要な経費として都道府県が行う基金の造成に必要な経費の交付に当たっては、全体事業計画に定めた目標値を踏まえ、全体事業計画の客観的な評価を行うとともに、他の事業の執行状況等を斟酌し、都道府県ごとに補助金額を算定する。

第5 基金事業の実施

- 1 基金事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 基金事業に係る補助金の交付申請、受領及び事業主体への補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行うものとする。
- 3 都道府県知事等及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 4 都道府県知事等及び事業主体は、基金事業のうち施設等整備に対し計画数量等に基づく定額で補助金額を算定するものについて、特に、施設等整備後の事業の実施状況を十分に把握し、計画達成に努めることとする。

第6 達成状況報告等

都道府県知事は、要綱第7に基づき、目標の達成状況について調査し、1については、様式8により、林野庁長官等に報告しなければならない。市町村長及び事業主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。

- 1 全体事業計画における目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業完了年度から目標年度までとし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。
- 2 年度事業計画における目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり事業実施年度又は事業実施年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業実施年度から目標年度までの各年度とする。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄

う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して3年間調査する。

第7 事業評価

- 1 要綱第8に基づき、都道府県知事は、個別の事業について、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）に基づいて、事業主体に対し下記のとおり事前評価及び事後評価を実施させるものとする。
- 2 事前評価
都道府県知事は、事業主体から、年度事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。
- 3 事後評価
都道府県知事は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。
- 4 その他
上記のほか、都道府県知事は、要綱第7に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

要綱第9に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

- 1 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。
 - （1）年度事業計画に定める指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合
 - （2）年度事業計画に定める指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が単年度で50%未満の場合
- 2 都道府県知事は、1の（1）の場合、又は（2）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。
- 3 都道府県知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事は、基金事業に係る事業計画（変更計画を含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 基金事業の運営

- 1 基金の造成
基金は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて都道府県が造成するものとする。
- 2 基金の設置方法
基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において

定めるものとする。

3 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4 基金の運用益等

都道府県知事は、基金の運用によって生じた運用益及び要綱別表 2 の 6 (1) に掲げる施設整備に対する資金融通の補助要件として納付された資金（以下「運用益等」という。）は、基金に繰り入れるものとする。

5 基金の取崩しの制限及び用途

基金（4により繰り入れられた運用益等を含む。）は、第1に掲げる基金事業を第2に掲げる全体計画に基づき実施する場合（ただし、4により繰り入れられた運用益にあつては、全体事業計画に基づくことを要さない。）を除き、これを取り崩してはならないものとする。また、基金の用途は交付要綱別表に掲げる区分ごとに制限される。

6 返還された補助金等の取扱

都道府県知事は、基金事業の終了前に事業主体から補助金等の返還があつた場合は、これの国費相当額を基金に繰り入れるものとする。

7 基金の残額の取扱い

都道府県知事は、基金事業の終了時において、交付要綱別表に掲げる区分ごとに基金の残額（4により繰り入れられた運用益等を含む。）がある場合は、これを国に納付するものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県知事は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（事務委任に係るものにあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けなければならないものとする。
- (2) 農林水産大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

都道府県知事は、基金事業の遂行が困難になつた場合においては、速やかに農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

- (1) 基金事業の実施期間は、以下のとおりとする
 - ① 要綱第2の1の事業にあつては、平成26年度末までとする。
 - ② 要綱第2の2のうち、森林・林業人材育成加速化事業にあつては、平成26年度末までとする。また、強い林業・木材産業構築緊急対策にあつては、平成25年度末までとする。ただし、平成25年度中に交付決定又は支出負担行為等がなされた事業にあつて、年度中に事業の終了に至らなかつた場合には、平成26年度中に限り、その事業の執行を認めるものとする。また、要綱別表2の6(1)に掲げる施設整備に対する補助要件としての納付が終了するまでの間は、事業期間が継続しているものとみなす。
- (2) 農林水産大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第

179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、要綱、この要領若しくは交付要綱又はこれらに基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 農林水産大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、基金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して基金に充当することを命ずることができるものとする。

ただし、農林水産大臣がやむを得ない事情があると認めるときの取り扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、農林水産大臣は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、事業主体等から補助金等の返還があった場合には、都道府県知事は、これの国費相当額について国に納付しなければならない。

11 基金事業実施に当たっての条件

都道府県知事は、基金事業の実施に当たっては、別紙2の条件を遵守しなければならない。

12 基金事業の経理等

(1) 都道府県知事は、基金事業の経理について、交付要綱別表に掲げる区分ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の終了した日(8の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び10の(2)による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、農林水産大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

13 基金事業の検査等

(1) 農林水産大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県知事に対し報告を求め、又は農林水産省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、要綱及びこの要領並びに交付要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県知事に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第11 補助金交付決定前の着手

基金事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、交付決定前に着手する必要がある場合、平成23年度補正予算(第3号)で計上された復興木材安定供給等対策(以下「復興木材安定供給等対策」という。)については、平成23年11月21日、平成24年度補正予算(第1号)で計上された強い林業・木材産業構築緊急対策については、平成25年2月27日から着手することができる。

第12 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1、3、7、8及び第6に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

附則 経過措置等

- 1 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第158号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 2 森林整備加速化・林業再生事業実施要領の一部改正（平成25年2月27日付け24林整計第202号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度から平成23年度までの間に造成した基金を財源として行うもので平成24年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

別紙 1

森林整備加速化・林業再生基金事業交付対象経費

I 復興木材安定供給等対策

1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

補助率については定額（10/10以内で都道府県知事が定めるもの）とし、基金事業終了時の総額については、基金事業総額（国費、本補助金により造成したものをいう。以下同じ。）の3%以内（ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）に基づく特定被災地方公共団体に指定された県はこの限りではない。）とする。対象となる経費については事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(1) 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

(2) 賃 金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅 費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

(5) 需 用 費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役 務 費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委 託 料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあ
るものを除く。）とする。

(10) 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

2 間伐等

間伐等を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、搬出間伐等については、
1ヘクタール当たりの搬出材積20立方メートルを下限、100立方メートルを上限と
して、搬出材積等ごとに都道府県が設定する標準単価に間接費及び関連条件整備活動費
を加えた額に対する国費充当率（交付率）1/2と都道府県の充当率15/100以上を
合わせた額とする。

また、搬出間伐等と一体的に実施する森林作業道の整備については、3の林内路網整
備の（2）の森林作業道に準じるものとする。

都道府県が設定する標準単価及び間接費については、森林環境保全整備事業実施要領
（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に準じるものとする。この
ほか、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長
官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長
官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第13
4号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付
け11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平
成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設
材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準じるもの
とする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合は
この限りではない。

また、関連条件整備活動費については、対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り
付け等の事業主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とし、
1ヘクタール当たり4万5千円以内とする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する 者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費 の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、 賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要となる旅費

需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委託料 使用料及び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

3 林内路網整備

(1) 林業専用道（規格相当）の整備及び関連条件整備活動

林業専用道（規格相当）（都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に1メートルあたり平均2万5千円（開設費について増嵩することが避けられないと認められる場合においては5万円を上限とする。なお、該当路線については、合計事業費から除外することができるものとする。）を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の3.5%を上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、「林業関係公共事業地方事務費の取扱いについて」の改正に伴う、森林整備加速化・林業再生基金事業における林内路網整備事業の指導監督費、工事雑費及び事務雑費の取扱いについて（平成22年4月14日付け22林整整第23号林野庁整備課長通知）によるものとする。

また、関連条件整備活動費については、事業主体が林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となる経費で、その内容は2に準じるほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

(2) 森林作業道の整備及び関連条件整備活動

森林作業道の整備を実施するために都道府県が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均2千円を乗じた金額を上限とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(1)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、「林業関係公共事業地方事務費の取扱いについて」の改正に伴う、森林整備加速化・林業再生基金事業における林内路網整備事業の指導監督費、工事雑費及び事務雑費の取扱いについてによるものとする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準じる。

4 森林境界の明確化

間伐等の集約化に向けた森林境界の明確化のために、都道府県知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり4万5千円以内の範囲で定めることとする。

なお、対象となる経費については、事業を実施するのに追加的に必要な経費で1の(1)～(8)に準じる。

5 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等（以下この項目において「機械」という。）の導入の実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を導入する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1000立方メートル当たり2百万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。ただし、復興木材安定供給等対策によるものについては、被災地域に限り、1000立方メートル当たり3百万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする（被災地域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体をいう。）。また、同一事業主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、6の(1)に準じる。

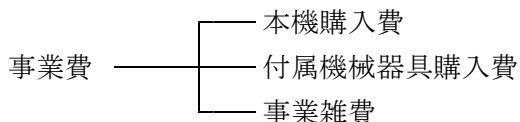
また、都道府県は、機械の導入を計画する事業主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業主体の素材生産計画量を明らかにするとともに、全体事業計画の間伐材利用量との整合性を図ることとする。

6 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

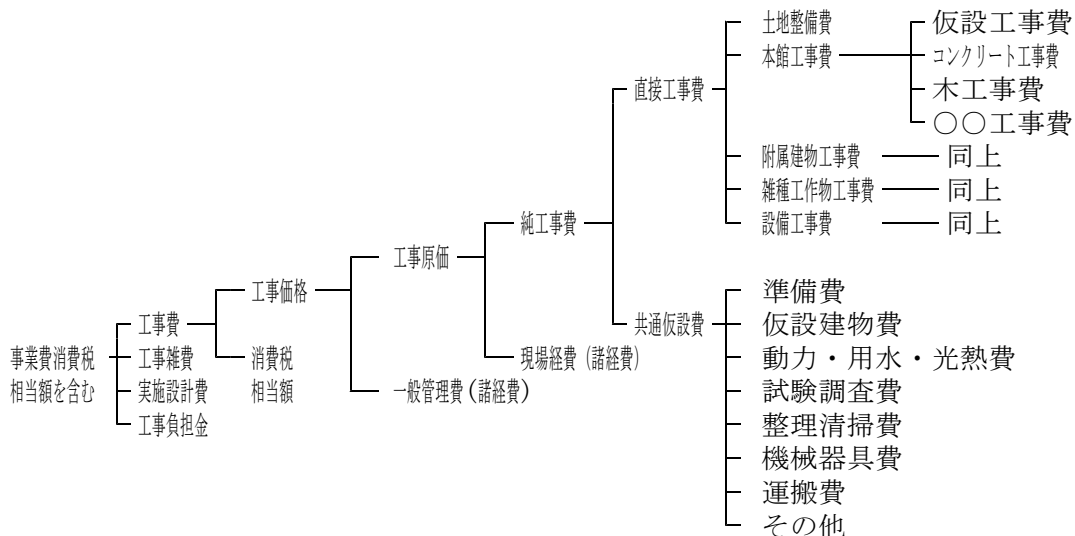
ア 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費

運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬 賃 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、 ただし、賃 金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費 需 用 費	事業実施の打合せ等に必要の旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行 上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製 本費、 光熱水料費及び修繕費
役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料 土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費 公 課 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算

定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- (ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。
- (イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- (ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

(1) に準じる。

イ 木材集出荷販売施設整備

(1) に準じる。

ウ 森林バイオマス等再利用促進施設整備

(1) に準じる。

7 木質バイオマス利用施設等整備

ア 木質バイオマス加工流通施設等整備

6の(1)に準ずる。

イ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

6の(1)に準ずる。

8 流通経費支援

間伐材等運搬

流通経費支援の実施ために都道府県知事が定める定額の単価（以下この項目において「単価」という。）は、以下の範囲で定めることとする。

なお、対象経費については、運搬費とし、次のとおりとする。

ア 要綱別表1の8の①、②の原木流通

運搬距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は1立方メートル当たり千円以内、100キロメートル以上150キロメートル未満の場合は1立方メートル当たり2千円以内、150キロメートル以上200キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり2千5百円以内、200キロメートル以上の場合の単価は1立方メートル当たり3千円以内とする。

イ 要綱別表1の8の①のチップ流通

チップ1BDt（絶乾重量）当たり2.2立方メートルで丸太換算材積とし、200キロメートル以上300キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり千5百円以内、300キロメートル以上400キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり2千円以内、400キロメートル以上の場合の単価は1立方メートル当たり2千5百円以内とする。

ウ 要綱別表1の8の③の原木流通

補助対象となる運搬経費は、林業事業体等と地域材を利用する法人等が締結する間伐材の安定取引協定（以下この項目において「協定」という。）に基づく協定価格で取引される間伐材の運搬経費とし、運搬距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり千円以内、100キロメートル以上の場合には1立方メートル当たり2千円以内とする。

また、補助対象期間は協定に基づく間伐材の運搬開始から原則1年以内とする。ただし、必要に応じ最大2年間まで延長することができる。なお、2年目の単価は1年目の1/2以内とする。

なお、過去に協定を締結して助成を受けている場合には、再度過去と同様の協定を結んでも助成の対象にはならないものとする。

9 都道府県指導等事業費

基金事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、基金の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は、基金事業総額の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

基金事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

基金事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅費

基金事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

基金事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

10 市町村指導等事業費

市町村が基金事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は9の都道府県指導等事業費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は基金事業総額の0.4%を上限とする。

II 森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

Iの1に準ずる。

2 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

イ 木材集出荷販売施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

3 木造公共施設等整備

Iの6の(1)イ、ウに準ずる。

4 木質バイオマス利用施設等整備

ア 木質バイオマス加工流通施設等整備

Iの6の(1)に準ずる。

イ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

5 木質バイオマス利活用計画策定

木質バイオマス（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、森林由来のものに限る。）以下同じ。）の利活用施設の導入計画を策定するため、事業主体が実施する計画策定委

員会の開催、地域合意形成に向けた取組、木質バイオマスボイラー等に係る技能研修、事業実現可能性調査などに必要な経費は、Iの1の(1)～(10)に準ずる。

6 木質バイオマスエネルギー導入促進支援

(1) 施設整備に対する資金融通

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 木質バイオマス調達等支援

山元から木質バイオマス利活用施設まで総合的な支援を実施するため、森林組合等と燃料用チップ等の加工業との木質バイオマス原木の安定取引協定（以下「協定」という。）の締結に向けた取組及び協定に基づく以下の取組を対象とする。助成額の上限は、1協議会当たり原則8億円とするが、特にバイオマスエネルギーの利用拡大につながるものとして上限を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

ア 木質バイオマス協議会運営支援

木質バイオマス協議会の運営に必要な経費は、Iの1の(1)～(10)に準ずる。

イ 木質バイオマス加工流通施設等整備

補助率については、1/2以内で都道府県知事が定めるものとする。

なお、対象となる経費については、Iの6の(1)に準ずる。

ウ 木質バイオマス安定調達コスト支援

木質バイオマス安定調達コスト支援実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、1立方メートル当たり3千円以内の範囲とし、原木の生産体制、運搬距離、集荷体制、需給状況を勘案し定めるものとする。なお、重量取引による場合は、絶乾重量1トン当たり2.2立方メートルを丸太換算材積とすることとし、実重量当たりの丸太換算材積は都道府県知事が定めるものとする。

補助対象経費については、原木の生産（伐採、搬出など）又は運搬並びに木質バイオマスの生産（ただし製材等残材は対象としない。）費等のうち、協定に基づき要綱別表2の6の(1)により整備される木質バイオマス発電施設に木質バイオマスを安定供給するために行う原木の生産（伐採搬出など）又は運搬並びに木質バイオマスの生産の取組とする。なお、これ以外の木質バイオマス発電施設等に木質バイオマスを安定供給する新たな取組を補助対象とする場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議し、承認を得るものとする。

7 利子助成

利子助成の実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、借入金の残高に借入金の年利率（年3.0%を超えるものについては、年3.0%とみなす。）を乗じて得た額以内の範囲で定めるものとし、その対象は以下のとおりとする。

(1) 間伐材利用促進

ア 林業事業体や地域材を利用する法人等が行う間伐材の安定供給協定の実施に資する立木・素材等の積極的な調達や資金回収期間の長期化等に対応するための経費に充てるための借入金（「木材産業等高度化推進資金」を含む。）とする。

イ アの借入を行う金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合、同法第101条第1項第3号の事業を行う森林組合連合会並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

社会的又は経済的な環境の変化等により、一時的に経営状況が悪化した林業者に対し、日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）が融通する「農林漁業セーフティネット資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）別表第1第8号の下欄のヲに掲げる資金（平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）第5号の3に掲げるものに限る。）及び沖縄振興開発金融公庫施行令（昭和47年5月13日政令第186号）第2条第1号ヲに掲げる資金（昭和47年8月1日総理府・大蔵省告示第4号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件。）第5号の3に掲げるものに限る。）をいう。）」による借入金とする。

8 地域材利用開発

(1) 事業主体が、当該地域で産出される木材（以下「地域材」という。）の需要拡大及び地域材を使った製品等の生産性の向上を図ることを目的として行う下記の事業の実施に必要な（3）に掲げる経費を対象とする。なお、1プロジェクトごとの助成額の上限は原則5,000万円程度とするが、特に地域材需要拡大につながるものとして都道府県知事の認める場合にあつてはこの限りではない。

- ① 地域材を利用した新製品開発・試験研究
- ② 新製品・新商品の普及及び生産性向上対策
- ③ 実証モデル施設等整備
- ④ 上記のほか、都道府県知事が特に必要と認める事業

(2) (1) の事業については、以下の①～④までの全てに該当するものとする。

- ① 新規需要拡大につながるものとして、以下のいずれかの製品開発や商品開発に係るもの
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等で必要となる建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を必要とするもの
 - イ 都道府県等で定める地域材認証等の制度上の認証等を必要とするもの
 - ウ 長期優良住宅の認定基準や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）上の性能評価において必要とする基準を満たそうとするもの
 - エ 地域の風土や気候に応じた地域ごとの住宅のプロトタイプの基準に沿ったものであり、地域材の特性に応じた需要拡大が見込めるもの
 - オ 上記のほか、これに類する製品開発や商品開発を行うもので、都道府県知事が地域材需要拡大を図る上で特に必要と認めるもの
- ② 製品開発や商品開発等の結果をもって、地域材を利用した住宅の生産、建築物の

建設等の地域材の需要拡大につながることを目的とするもの

③ 先駆的な技術を用いるなどモデル性の高いもの

④ 対象とした部材が継続的に維持される施設となる場合、利用のモニター活動を行うもの

(3) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技術者給	1に準ずる
賃 金	1に準ずる
謝 金	1に準ずる
旅 費	1に準ずる
需用費	1に準ずる
役 務 費	1に準ずるほか、認証申請等の手数料等の経費、販路拡大に向けた市場調査等の経費、生産性向上等に係るシステムの開発に係る経費
委 託 料	1に準ずる
使用料及び賃借料	1に準ずるほか、試験器具・機械等の借りに要する経費
施設整備費	性能試験及び実証展示等に係る施工費用、部材・部品費用、その運搬等に要する経費

9 森林・林業人材育成加速化事業

(1) 地域における森林施業プランナーの緊急育成支援

地域の実状を踏まえた森林施業プランナーの育成のため、事業主体が行う①に掲げる事業の実施に必要な②に掲げる経費を対象とする。なお、事業主体に対する助成額の上限及び補助率の上限は③に掲げる内容とし、都道府県知事が定めるものとする。

① 事業の区分

ア 研修等の企画委員会の開催等支援

地域の実状を踏まえた森林施業プランナーの育成のために実施する研修及び地域実態に即した個別指導のため、事業主体による企画委員会の開催や事業遂行のための調整を行う。

イ 森林施業プランナー育成研修の開催支援

地域の実状を踏まえた森林施業プランナーの追加育成を必要とする地域において、新たに森林施業プランナーを目指す者を対象とした基礎的な研修を行う。

ウ 地域に融合した森林施業プランナーへの個別指導支援

提案型集約化施業に取り組む林業事業体等に所属する森林施業プランナーを対象に、地域の特性や現場実態に即した施業方法等についての個別指導を行う。

② 事業主体に対する助成対象経費

項 目	内 容
ア 技術者給	1に準ずる
イ 賃金	1に準ずる

ウ 謝金	1 に準ずる
エ 旅費	1 に準ずるほか、研修受講生に対する助成
オ 需用費	1 に準ずる
カ 役務費	1 に準ずる
キ 委託料	1 に準ずる
ク 使用料及び賃借料	1 に準ずる
ケ 備品・資機材購入費	1 に準ずる
コ 原材料費	1 に準ずる

③ 事業主体に対する助成額の上限及び補助率

項 目	内 容
ア 研修等の企画委員会等の開催支援	助成額上限 1 地域当たり 1 6 8 万円
	補助率 1 0 / 1 0
イ 森林施業プランナー育成研修に関する支援	助成額上限 1 地域当たり 1, 0 0 0 万円
	補助率 1 0 / 1 0
ウ 地域に融合した森林施業プランナーへの個別指導支援	助成額上限 1 事業体当たり 4 0 万円
	補助率 1 0 / 1 0

※各項目の助成額の上限は、年間における金額とする。

(2) 素材生産を低コストに行える人材の緊急育成支援

素材生産を低コストに行える人材を育成しようとする林業事業体を支援することを目的として事業主体が行う①に掲げる事業の実施に必要な②に掲げる経費を対象とする。なお、林業事業体に対する助成額の上限、助成対象経費及び補助率は③に掲げるとおりとする。

① 事業の区分

ア 素材生産作業に必要な講習等への参加支援

造林事業等で経験を積んでいる者等に素材生産作業を行うために必要な講習等を受講させようとする林業事業体を対象とした講習等の実施及び受講に必要な経費の支援を行う。

イ 労働災害防止対策

上記アにより新たに素材生産作業に対応した林業就業者等を育成しようとする林業事業体に対し、素材生産作業における労働災害及び健康障害の未然防止に有効な装備等の導入支援を行う。

ウ 現場管理責任者等としての能力付与のための講習等への参加支援

上記アにより新たに素材生産作業に対応した林業就業者として育成される者等に現場管理責任者等としての能力を付与させようとする林業事業体を対象とした講習等の実施及び受講に必要な経費の支援を行う。

② 事業主体に対する助成対象経費

項 目	内 容
ア 技術者給	1 に準ずる

イ 賃金	1に準ずる
ウ 謝金	1に準ずる
エ 旅費	1に準ずる
オ 需用費	1に準ずる
カ 役務費	1に準ずる
キ 委託料	1に準ずる
ク 使用料及び賃借料	1に準ずる
ケ 備品・機資材購入費	1に準ずる
コ 原材料費	1に準ずる
サ 講習等助成費	③に定める林業事業体に対する助成費

ただし、アからコまでに係る経費の総額は、アからサまでに係る経費の総額の1割以下にとどめなければならない（事業主体が①のア及びウの助成対象となる講習等を実施する場合を除く。）。

③ 林業事業体に対する助成額の上限、助成対象経費及び補助率の上限

以下を上限として都道府県知事が定めるものとする。

ア 素材生産に必要な講習等と参加支援

項 目	内 容
助成額の上限	助成対象者当たり80万円 ただし、事業主体が助成対象となる講習等を実施する場合には、それぞれの講習等の実施に要した経費を受講者数で除するなどして算出した金額を助成額に含めるものとする。
助成対象経費	助成対象の講習等を受講させるため林業事業体が負担した講習費、賃金及び旅費
補助率の上限	10/10

イ 労働災害防止対策

項 目	内 容
助成額の上限	林業事業体当たり助成対象者数に4万円を乗じた額
助成対象経費	助成対象の装備等を導入するため林業事業体が負担した購入費 なお、導入に当たって医師の診断等が必要なものについては、医師の診断等の経費を含むことができるものとする。
補助率の上限	10/10

ウ 現場管理責任者等としての能力付与のための講習等参加支援

項 目	内 容
助成額の上限	助成対象者当たり60万円 ただし、事業主体が助成対象となる講習等を実施する場合には、それぞれの講習等の実施に要した経費を受講者数で除

	するなどして算出した金額を助成額に含めるものとする。
助成対象経費	助成対象の講習等を受講させるため林業事業者が負担した講習費、賃金及び旅費
補助率の上限	10/10

(3) 森林作業道作設オペレーターの育成加速化支援

都道府県が定めた「森林作業道作設指針」に基づき、各地域の地形、地質及び作業システムを踏まえた森林作業道の路線選定や作設方法について、林業事業者、森林組合その他の林業関係者の技術的知見を深めるための現地における検討会の開催に必要な以下に掲げる経費を対象とする。なお、事業主体に対する助成額の上限は開催1回当たり100万円、補助率は10/10を上限として都道府県知事が定めるものとする。

事業主体に対する助成対象経費

項目	内容
ア 技術者給	1に準ずる
イ 賃金	1に準ずる
ウ 謝金	1に準ずる
エ 旅費	1に準ずる
オ 需用費	1に準ずる
カ 役務費	1に準ずる
キ 委託料	1に準ずる
ク 使用料及び賃借料	1に準ずる
ケ 備品・資機材購入費	1に準ずる

(4) 林業事業者の経営基盤強化に資する人材育成対策

林業事業者における地域の需要動向等を踏まえた生産を行うための知見の蓄積及びこれを考慮した経営マインドの定着等、需給バランスの均衡を図るために必要な人材育成対策として、事業主体が行う①に掲げる事業の実施に必要な②に掲げる経費を対象とする。なお、林業事業者に対する助成対象経費及び補助率は③に掲げるとおりとする。

① 事業の区分

ア 地域の市場動向等に機動的に対応できる組織及び人材の早期育成

地域の市場動向等を踏まえた出材量の調整、需要開拓等に必要な知識等を習得するための研修を行うとともに、経営基盤の強固な林業事業者を育成するため中小企業診断士等による経営診断、助言・指導等を行う。

イ 地域の実情に応じた人材育成プログラムの構築等

価格変動の影響を受けにくい経営体を育成するため、地域における価格変動の影響や実際に行われた対策に係る情報の収集・分析等及びこれらの分析結果に基づいて行う地域の実態に応じた人材育成プログラムの構築等のため、事業主体による企画委員会の開催及び検討を行う。

② 事業主体に対する助成対象経費

項 目	内 容
ア 技術者給	1に準ずる
イ 賃金	1に準ずる
ウ 謝金	1に準ずる
エ 旅費	1に準ずるほか、研修受講生に対する助成
オ 需用費	1に準ずる
カ 役務費	1に準ずる
キ 委託料	1に準ずる
ク 使用料及び賃借料	1に準ずる
ケ 備品・機資材購入費	1に準ずる
コ 原材料費	1に準ずる
サ 講習等助成費	③に定める林業事業体に対する助成費

③ 林業事業体に対する助成対象経費及び補助率

ア 地域の市場動向等に機動的に対応できる組織及び人材の早期育成

項 目	内 容
助成対象経費	助成対象の講習等を受講させるため林業事業体が負担した講習費、賃金及び旅費
補助率の上限	10/10

10 森林病虫獣害対策

森林病虫獣害対策を実施するために、都道府県知事が定める定額の単価は以下の範囲で定めることとする。

- (1) 森林病虫害防除のうち伐倒駆除等については、1立方メートル当たり4万円以内、薬剤散布等については1ヘクタール当たり5万円以内とする。
- (2) 広葉樹林等の再生については、1ヘクタール当たり50万円以内とする。
- (3) 鳥獣害防止施設等整備については、1ヘクタール当たり30万円以内とする。
- (4) (1)～(3)までと一体的に実施する森林作業道整備については、1の3の林内路網整備の(2)森林作業道に準ずるものとする。

なお、森林病虫獣害対策に係る経費は次のとおりとする。

区 分	内 容
森林病虫害防除	被害木の伐倒費、搬出運搬費、破砕費、薬剤処理費、薬剤散布費用、薬剤等資材費、土壌改良等資材費、需用費、器具損料費等
広葉樹林等の再生	地拵え費、苗木(種子)代、仮植費、苗木(種子)運搬

	費、植付け費、播種費、資材費等
鳥獣害防止施設等整備	鳥獣害防止施設等の設置費、運搬費、資材費、需用費、役務費等
森林作業道整備	3の(2)に準ずる

また、関連条件整備活動費については、2の関連条件整備活動費に準ずるものとする。

11 地域材新規用途導入促進支援

(1) これまで、地域材があまり使われてこなかった分野において地域材を新たに活用する取組であり、かつ地域材の利用(加工)量の増加が明らかな事業等に対して定額の補助を行う。

(2) (1)の事業については、①及び②のいずれにも該当するものとする。

① 地域材の新規利用につながるモデル的な取組であること。

② 取組の成果等を広く普及させることが可能な取組であること。

(3) 対象となる支出経費は以下のとおり

区 分	内 容
技術者給	1に準ずる
賃 金	1に準ずる
謝 金	1に準ずる
旅 費	1に準ずる
需用費	1に準ずる
役務費	1に準ずるほか、試験・実証のための手数料及び施工等の経費
委託料	1に準ずるほか、地域材普及のための資料作成、検討会開催、宣伝等における委託経費
使用料及び賃借料	1に準ずるほか、試験器具・機械等借りに要する経費
備品・資機材購入費	1に準ずる
原材料費	1に準ずる

12 都道府県指導等事業費

Iの9に準ずる。

13 市町村指導等事業費

Iの10に準ずる。

基金事業実施に当たっての条件

第10の11の基金事業実施にあたっての条件は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、基金事業終了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号。以下「農林省令」という。）第5条で定める処分の制限を受ける期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させられることがある。
- 4 都道府県知事は、基金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

また、農林水産大臣の承認を受けて当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る施設等に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあつては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあつては、これを国に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には農林水産大臣に協議することができる。
- 5 都道府県知事は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に基金事業の目的を達することができなくなった場合、速やかに農林水産大臣に協議し、その指示に従って当該財産の

取得又は当該施設等の設置に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

6 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、事業主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 事業主体は、補助事業に要する経費の配分の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

イ 事業主体は、補助事業の内容の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

ウ 事業主体は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

エ 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

オ 事業主体は、この基金事業に係る交付要綱、実施要綱及び実施要領に従わなければならないこと。

カ 事業主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 事業主体は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 事業主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定してない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

キ 事業主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。

ク 事業主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載されている場合は、都道府県知事の承認を受けたものとする。

ケ 事業主体は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

また、都道府県知事の承認を得て、当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、都道府県知事に協議することができること。

コ 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに都道府県知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

サ 事業主体（ただし要綱別表2の6（1）に掲げる施設整備に対する資金融通に係る補助金の交付を受けた者に限る。以下この項目において同じ。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以

下「特措法」という。)第4条に定める特定契約に基づく再生可能エネルギーの供給により収入を得た場合には、収入を得た年度の翌年度から、納付額の累計が交付された補助金相当額に達するまでの間、交付された補助金に相当する金額を以下により都道府県知事に納付しなければならないこと。

(a) 事業主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、あらかじめ納付計画を作成し、都道府県知事の承認を受け、同計画に基づき納付するものとする。

この場合、処分制限期間内に納付するものとする。

(b) 事業主体は、発電施設の稼働率や木質バイオマス（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」についてに定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（森林由来のものに限る。）をいう。）の調達等の状況や見通しの変化があった場合、都道府県知事の承認を受けて納付計画を変更することができる。

(c) 事業主体は、天災その他自己の責に帰さない事由により、納付計画による納付が困難となった場合は、納付すべき額の全部又は一部の納付の免除について都道府県知事に申請し、その承認を求めることができる。

(d) 前項の申請があった場合、都道府県知事は、申請内容が妥当であると認められるときは、林野庁長官に協議の上納付すべき額の全部又は一部の免除を承認するものとする。

シ 事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（要綱別表2の6（1）に掲げる施設整備に対する資金融通にあっては、納付終了の翌年度から起算して5年間）整備保管しなければならないこと。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

ス 事業主体は、国の定める森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）に基づき事前評価及び事後評価を実施するとともに、都道府県知事に対して費用対効果分析による事業効果の測定結果を報告しなければならないこと。

セ 市町村長及び事業主体が都道府県知事から交付された補助金を更に他の事業主体

へ交付するときには、基金事業に係る補助金の交付申請、受領及び補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、都道府県知事に付された上記アからスに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならないこと。

- 7 都道府県知事は、事業主体に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

また、協議についても、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

ただし、前記6のアからエに係るものについては、この限りではない。

- 8 農林水産大臣は、基金への充当又国への納付を条件に前記7の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。

- 9 都道府県知事は、前記6のクにより事業主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は前記6のカ、ケ、コ及びサにより事業主体から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国費相当額について、基金解散前にあつては、これを基金に繰り入れるものとし、基金解散後にあつては、これを国に納付しなければならない。

- 10 都道府県知事は、事業主体が前記6により付した条件を遵守するよう善良なる管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

別記（別紙２の関係）

施設等	転用制限基準	補助金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
育林等（新植、間伐、鳥獣 害防止施設）	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。） 森林整備加速化・林業再生事業の運用について第1の別表1の2の（2）の②のケの（ア）に該当し、これに違反したとき。	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装 を含む） スtockポイント 駐車場 （附帯道路を含む） 空輸作業基地 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
				管理棟 その他	※具体名	棟	㎡
			丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台
			杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台
			木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡
			品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡
			新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注葉等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟	台 台 台 台 台 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡
		木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟	式 基 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
			木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 ㎡
	森林バイオマス等再利用促進施設整備	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他		※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 式 式 式 台 台 ㎡ ㎡
			森林資源再処理施設装置	(注) バイオマス加工施設のほか 炭化施設			式

メニュー	事業種目	工種又は 区分①	工種又は 区分②	工種又は 区分③	工種又は 区分④	呼称単位			
						A	B		
		(ただし、間伐材安定取引協定に基づく間伐材取引の促進に資する取組)							
	16農林漁業セーフティネット資金	その他	※具体名						
8 地域材利用開発	17地域材利用拡大に向けた製品開発・商品開発	地域材を利用した新製品開発・試験研究	・新製品の性能等の調査に係る試験 ・試験体の作成 ・各種認定制度等の申請・登録 ・その他	※具体名			式		
		新製品・新商品の普及及び生産性向上対策	・地域材トレーサビリティ手法・認証制度等の構築 ・地域材製品の設計基準、設計手法、設計マニュアル等の開発 ・地域材製品の規格共通化等の調査 ・製品生産向上に資するシステム等の開発 ・その他	※具体名			式		
		実証モデル施設等整備	・地域材製品の实証展示施設の整備 ・その他	※具体名			式		
		その他	※具体名				式		
9 森林・林業人材育成加速化事業	18地域における森林施業プランナーの緊急育成支援	研修等の企画委員会の開催等支援					回		
		森林施業プランナーの育成研修の実施支援					回		
		森林施業プランナー個別指導支援					人		
	19素材生産作業を低コストに行える人材の緊急育成支援	素材生産作業に必要な講習等への参加支援						事業体	
		労働災害防止対策 現場管理責任者等としての能力付与のための講習等への参加支援						人	
	20森林作業道作設オペレーター育成の加速化支援	現地検討会の開催					回	人	
	21林業事業体の経営基盤強化に資する人材育成対策	経営基盤強化のための研修の開催					回	人	
林業事業体経営基盤強化のための個別指導 人材育成プログラムの構築等							事業体		
10 森林病虫害対策	22森林病虫害防除	伐倒 破砕 搬出集積 薬剤処理等 薬剤散布等 樹幹注入等 その他	※具体名				箇所	h a	
		23広葉樹林等の再生	地拵え 植栽 播種 天然更新補助作業 付帯施設整備等				箇所	h a	
	24鳥獣被害防止施設等整備	防護柵 トタン巻・テープ巻等 植生保護管 わな 等					箇所	h a	
	25森林作業道整備	作設 補強	土工 擁壁工 排水施設工 その他 ※具体名	ふとんかご工 丸太積土留工 横断排水工 洗越工 その他	※具体名			路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m m
		26関連条件整備活動(22~24の事業種目と一体的に実施)	対象森林の調査 森林所有者の同意の取り付け その他	※具体名				箇所	h a
	11 地域材新規用途導入促進支援	27地域材の活用促進に向けた支援	具体的内容					式	

注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(森林由来のものに限る)をいう。

別表 2

指標のガイドライン

- 1 全体指標の設定単位は計画主体（都道府県）ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
 2 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

全体指標	全体指標の定義	メニュー	事業種目	個別指標	個別指標の定義
○間伐実施面積 ○間伐材利用量	本事業による間伐面積 (ha) 事業計画するエリアにおける間伐材利用量 (m3) ※間伐実施面積については、目標年度は事業完了年度とする。 ※間伐材利用量については、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目とする。	間伐等	間伐等	○搬出間伐材積 ○間伐面積 ○搬出間伐面積	搬出間伐材積量 (m ³) 間伐面積 (ha) 搬出間伐面積 (ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		林内路網整備	林業専用道（規格相当）整備 森林作業道整備	○林内路網密度	路網密度 (m/ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		森林境界の明確化	森林境界明確化	○森林境界明確化面積	森林の境界が明確化された面積 (ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等導入	○素材生産量	受益範囲内もしくは事業主体における素材生産量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木材加工流通施設等整備	ストックポイント整備【ストック】 間伐材等加工流通施設整備【木材加工】	◎間伐材等利用（流通）量【ストック】 ●間伐材等利用（流通）量【木材加工】 ●間伐材等利用（加工）量【木材加工】 ●間伐材等利用（乾燥）量【木材加工】	当該施設による間伐材等の流通量 (m ³) 当該施設による間伐材等の流通量 (m ³) 当該施設による間伐材等の加工量 (m ³) 当該施設による間伐材等の乾燥量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木造公共施設等整備	木造公共施設等整備	○地域材利用量 ○施設利用者数	当該施設による地域材利用量 (m ³) 当該施設による施設利用者数 (人) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマス加工流通施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	○木質バイオマス利用量	当該施設におけるバイオマス使用量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木質バイオマスエネルギー導入促進支援	施設整備に対する資金融通 木質バイオマス調達等支援	○木質バイオマス利用量	当該施設におけるバイオマス使用量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		流通経費支援	間伐材等運搬	○安定取引協定に基づく間伐材利用量 ○間伐材生産量※ ※林業事業体等間伐材生産者以外の者が流通経費を負担し、当該支援を受けようとする場合は、安定取引協定締結に係る林業事業体等の数値を計上すること。	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく間伐材取引量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業体の間伐材生産量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		利子助成	間伐材利用促進	◎安定協定取引に基づく間伐材利用料 ◎間伐材生産量 ◎間伐材利用（加工又は流通）量	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく間伐材取引量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業体の間伐材生産量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業体の間伐材利用（加工又は流通）量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		地域材利用開発	地域材利用拡大に向けた製品開発・商品開発	◎地域材利用（加工）量	当該事業による事業体の地域材利用（加工）量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		地域材活用促進支援	産地が明らかな木材（地域材）の利用	○産地が明らかな木材（地域材）利用量 ○補助対象件数	当該事業による産地が明らかな木材（地域材）利用量 (m ³) 当該事業により新築または増改築その他のリフォームをおこなった施設の件数 (件) ※目標年度は事業実施年度とする。
		森林・林業人材育成加速化事業	森林施業プランナーの緊急育成支援 素材生産作業を低コストで行える人材の緊急育成支援 森林作業道作設オペレーターの育成加速化支援 林業事業体の経営基盤強化に資する人材育成対策	◎研修等参加人数	研修等の参加人数 (人) ※目標年度は事業実施年度とする。
地域材新規用途導入促進支援	産地が明らかな木材（地域材）の利用	○産地が明らかな木材（地域材）利用量	当該事業における地域材利用量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度とする。		
森林病虫獣害対策	森林病虫獣害対策	●育成広葉樹林等の面積 ●森林病害虫（鳥獣）の被害面積 ●森林病虫獣害の被害対策面積	育成広葉樹、針広混交林の面積 (ha) 松くい虫等により被害を受けている森林の面積 (ha) 森林病虫獣害の被害対策が実施されている森林の面積 (ha) ※目標年度は事業実施年度とする。		

※注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（森林由来のものに限る。）をいう。

様式1

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金全体事業計画(変更)承認申請書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第4の2(変更の場合は、第4の3)の規定に基づき、(変更)全体事業計画書を添えて申請します。

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 様式2を添付すること。
2. 変更承認申請書を提出する場合は(1)～(2)のとおりとする。
 - (1) 全体事業計画書の様式に準じて作成した変更全体事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

作成年度	平成	年度
------	----	----

森林整備加速化・林業再生基金
(変更)全体事業計画書

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分
又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び
強い林業・木材産業構築緊急対策

〇 〇 都道府県

第1. 基本的事項

区分: 復興木材安定供給等対策

1. 間伐等の森林整備及び林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。)

2. 施策の基本方針

※(事業の対象エリア、課題解決のための基本方針等を記述。)

3. 復興に必要な木材の安定供給に関する考え方

※(復興に必要な木材の安定供給の考え方を記述。)

4. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第1. 基本的事項

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

1. 間伐等の森林整備及び林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。)

2. 施策の基本方針

※(事業の対象エリア、課題解決のための基本方針等を記述。)

3. 地域材の需要拡大と機動的な生産体制構築等に関する考え方

※(地域材の新たな需要拡大に資する取組、木材価格下落対策等機動的な生産体制・流通体制の構築等の考え方を記述)

4. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

別紙

1 計画主体毎に設定する目標(全体目標)

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								

(注)

- 1 変更前の目標等については、それぞれの欄の上段にカッコ書きで記入すること。
- 2 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。
- 3 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。
- 4 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること

* 行については、適宜加除のこと。

2 メニューごとの事業費等

(1)「復興木材安定供給等対策」分

(単位:百万円)

区 分	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			合計		
	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 間伐等	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	—	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	—	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
3. 林内路網整備	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—
	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—
	—	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—
	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—	m	—	—
4. 森林境界の明確化	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	—	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—
5. 高性能林業機械等の導入	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—
	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—
	—	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—
	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—	台	—	—
6. 木材加工流通施設等整備	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	—	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
7. 木質バイオマス利用施設等整備	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	—	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—	施設	—	—
8. 流通経費支援	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—
	—	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—
	—	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—
	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—	m ³	—	—
※指導等事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1)基金事業費は国費分を記載すること。

注2)各欄及び合計欄を4段書きとし、1段目に当初分を、2段目に森林・林業再生緊急対策分を、3段目に森林・林業再生総合対策分を、4段目に復興木材安定供給等対策分を記載すること。

注3)「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

2 メニューごとの事業費等

(2)「森林・林業人材育成加速化事業」分

(単位:百万円)

区 分野	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			合計		
	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額
9. 森林・林業人材育成加速化事業	人			人			人			人			人		
※指導等事業	-			-			-			-			-		
合 計	-			-			-			-			-		

注1)基金事業費は国費分を記載すること。

注2)「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

(3)「強い林業・木材産業構築緊急対策」分

(単位:百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度			合計		
	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額	数量	基金事業費	地方負担額
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	-			-			-		
5. 木質バイオマス利活用計画策定	件			件			-		
7. 利子助成	千円			千円			-		
8. 地域材利用開発	プロジェクト			プロジェクト			-		
9. 森林・林業人材育成加速化事業	人			人			-		
11. 地域材新規用途導入促進支援	件			件			-		
※指導等事業	-			-			-		
ソフト事業 計	-			-			-		
6. 木質バイオマスエネルギー導入促進支援	件			件			-		
※指導等事業	-			-			-		
バイオマス導入促進 計	-			-			-		
2. 木材加工流通施設等整備	施設			施設			-		
3. 木造公共施設等整備	施設			施設			-		
4. 木質バイオマス利用施設等整備	施設			施設			-		
10. 森林病虫獣害対策	ha			ha			-		
※指導等事業	-			-			-		
ハード事業 計	-			-			-		
※指導等事業計	-			-			-		
合 計	-			-			-		

注1)基金事業費は国費分を記載すること。

注2)「7.利子助成」の数量は、助成対象融資額を記載すること。

注3)「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

様式3

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業変更協議書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第4の3の規定に基づき、協議します。

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

変更の理由:

別紙

1 計画主体毎に設定する目標(全体目標)

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								

(注)

- 1 変更前の目標等については、それぞれの欄の上段にカッコ書きで記入すること。
- 2 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。
- 3 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。
- 4 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること

* 行については、適宜加除のこと。

様式4

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

○年度森林整備加速化・林業再生基金事業計画報告書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第4の4の規定に基づき、事業計画書を添えて報告します。

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び
強い林業・木材産業構築緊急対策

(注) 様式5を添付すること。

作成年度	平成	年度
------	----	----

○年度森林整備加速化・林業再生基金
事業計画書

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び
強い林業・木材産業構築緊急対策

○ ○ 都道府県

メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	基金事業費(円)	個別指標						備考	
						指標	現状値			目標値			
							数値	単位	年度	数値	単位		年度
8. 流通経費支援													
合計			計										
※指導等事業													
総計													

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
- 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
- 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
- 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
- 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 6 高性能林業機械等の導入について個別指標における現状値の数値については、機械導入年度における事業主体の素材生産計画量を記載すること。
- 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 2、4、5、8、については、定額の単価
 - (2) 林内路網整備については、路線毎の開設延長と定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (4) 高性能林業機械等の導入については、事業主体ごとの機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産計画量
 - (5) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (6) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
- 8 当初分、森林・林業再生緊急対策又は森林・林業再生総合対策で実施する事業については、備考欄に「当初」、「緊急」又は「総合」と記載するとともに、各合計欄及び総計欄を4段書きとし、1段目に当初分を、2段目に森林・林業再生緊急対策分を、3段目に森林・林業再生総合対策分を、4段目に復興木材安定供給等対策分を記載すること。
- 9 流通経費支援の要綱別表1の8の①、②の運搬については、個別指標を記載しなくて構わない。ただし、要綱別表1の8の①の運搬については被災工場名を、要綱別表1の8の②の運搬については原木の供給が困難になった事業者名を備考欄に記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

区分	メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	基金事業費 (円)	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
材産業構築緊急対策 ハード事業	4. 木質バイオマス利用施設等整備			計										
	合計													
	10. 森林病虫獣害対策			計										
	合計													
	※指導等事業 ハード事業 計													
	※指導等事業 計													
	総 計													

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 7については、「森林・林業人材育成加速化事業」、「強い林業・木材産業構築緊急対策」別の基金事業費
 - (2) 3、5、6、7、10については、定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (4) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (5) 4、5、6のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (6) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 7 利子助成について、事業主体が決まっていない場合は、事業主体や市町村、個別指標について記載しなくて構わない。
また、別紙1のⅡの7の(2)に該当する利子助成は、個別指標について記載しなくてかまわない。
- * 行については、適宜加除のこと。

様式6

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

平成〇年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第7の規定に基づき、事業実施状況報告書を添えて報告します。

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

(注)

様式7を添付すること。

作成年度	平成	年度
------	----	----

平成○年度森林整備加速化・林業再生基金
事業実施状況報告書

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木
材産業構築緊急対策

○ ○ 都道府県

平成○年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告(全体)

1 基金保管実績

(単位:円)

	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	納付金繰入額 (D)	年度内支出額 (E)	年度末保管額 (A)+(B)+(C)+(D)-(E)
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策分)						
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林・林業人材育成加速化事業分)						
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援を除く分)						
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援分)						
森林整備加速化・林業再生整備費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策分)						
合 計 (a)						

注1)金額については国費分を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。

注4)「返還金又は納付金繰入額」には、当該年度内に返還された補助金又は木質バイオマスエネルギー導入促進支援に係る納付金について記載すること。

注5)合計額(a)は、別紙2(1)の合計額(e)と(2)の合計額(f)及び(3)の合計額(g)の合計額と一致す

2 基金運用実績

(単位:円)

	運 用 益						合 計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林・林業人材育成加速化事業分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援を除く分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援分)							
森林整備加速化・林業再生整備費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策分)							
合 計 (b)							

注1)平成23年度までに生じた運用益は、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策分)」の各年度の欄にまとめて記載すること。

注2)当年度の合計額(b)は、別紙2(1)の合計額(e)と(2)の合計額(f)及び(3)の合計額(g)の合計額と一致すること。

3 返還金実績

(単位：円)

	返 還 金						合 計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林・林業人材育成加速化事業分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援を除く分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援分)							
森林整備加速化・林業再生整備費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策分)							
合 計 (c)							

注1) 平成23年度までに返還された補助金は、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策分)」の各年度の欄にまとめて記載すること。

注2) 当年度の合計額(c)は、別紙2(1)の合計額(e)と(2)の合計額(f)及び(3)の合計額(g)の合計

4 納付金実績

(単位：円)

森林整備加速化・林業再生事業費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援分)	納 付 金											
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
合 計 (d)												
	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度					合 計
合 計 (d)												

注2) 当年度の合計額(d)は、別紙2(1)の合計額(e)と(2)の合計額(f)及び(3)の合計額(g)の合計額と一致すること。

5 基金の解散年月日(中止又は廃止も含む)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

基金事業に係る経費

(1)「復興木材安定供給等対策」分

区 分	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	年度内支出額		年度末保管額 (A)+(B)+(C)-(D)
				数量	基金事業費 (D)	
基金				—		
				—		
				—		
				—		
				ha		
				ha		
				ha		
				ha		
				m		
				m		
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等						
2. 間伐等						
3. 林内路網整備						
4. 森林境界の明確化						
5. 高性能林業機械等の導入						
6. 木材加工流通施設等整備						
7. 木質バイオマス利用施設等整備						
8. 流通経費支援						
※指導等事業						
小 計		注4)				
運用益及び返還金		注5)	注6)			
合 計 (d)						

注1)金額については国費分を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。

注4)運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を記載すること。

注5)基金に繰り入れた運用益の合計を記載すること。なお、運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6)基金に繰り入れた返還金の合計を記載すること。

注7)各欄、小計欄及び合計欄を4段書きとし、1段目に当初分を、2段目に森林・林業再生緊急対策分を、3段目に森林・林業再生総合対策分を、4段目に復興木材安定供給等対策分を記載すること。

基金事業に係る経費

(2)「森林・林業人材育成加速化事業」分

区 分		当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	年度内支出額		年度末保管額 (A)+(B)+(C)-(D)
					数量	基金事業費 (D)	
基 金	9. 森林・林業人材育成加速化 事業				人		
	※指導等事業				-		
	小 計		注4)		-		
運用益及び返還金			注5)	注6)			
合 計 (d)					-		

注1)金額については国費分を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。

注4)運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を記載すること。

注5)基金に繰り入れた運用益の合計を記載すること。なお、運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6)基金に繰り入れた返還金の合計を記載すること。

基金事業に係る経費

(3)「強い林業・木材産業構築緊急対策」分

区 分	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	納付金繰入額 (D)	年度内支出額		年度末保管額 (A)+(B)+(C)+(D)- (E)
					数量	基金事業費 (E)	
基金	1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等				-		
	5. 木質バイオマス利活用計画策定				件		
	7. 利子助成				千円		
	14. 地域材利用開発				プロジェクト		
	9. 森林・林業人材育成加速化事業				人		
	11. 地域材新規用途導入促進支援				件		
	※指導等事業				-		
小 計		注4)			-		
運用益及び返還金		注5)	注6)				
森林整備加速化・林業再生事業費補助金のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援を除く計					-		
基金	6. 木質バイオマスエネルギー導入促進支援				件		
	※指導等事業				-		
	小 計						
運用益、返還金及び納付金		注5)	注6)	注7)			
森林整備加速化・林業再生事業費補助金のうち木質バイオマスエネルギー導入促進支援計					-		
基金	2. 木材加工流通施設等整備				施設		
	3. 木造公共施設等整備				施設		
	4. 木質バイオマス利用施設等整備				施設		
	10. 森林病虫獣害対策				ha		
	※指導等事業				-		
	小 計						
運用益及び返還金		注5)	注6)				
森林整備加速化・林業再生整備費補助金計					-		
基金	※指導等事業計				-		
	計		注4)		-		
運用益、返還金及び返納金計		注5)	注6)	注7)			
合 計 (e)					-		

注1)金額については国費分を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。

注4)運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を記載すること。

注5)基金に繰り入れた運用益の合計を記載すること。なお、運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6)基金に繰り入れた返還金の合計を記載すること。

注7)基金に繰り入れた納付金の合計を記載すること。

注8)「7.利子助成」の数量は、助成対象融資額を記載すること。

8. 流通経費支援													
合計			計										
※指導等事業													
総計													

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を実施した市町村名を記載すること。
 - 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 2、4、5、8、については、定額の単価
 - (2) 林内路網整備については、路線毎の開設延長と定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (4) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産実績
 - (5) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施した場合は、利用者の名称
 - (6) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (7) 9及び11のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (8) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 7 当初分、森林・林業再生緊急対策又は森林・林業再生総合対策で実施する事業については、備考欄に「当初」、「緊急」又は「総合」と記載するとともに、各合計欄及び総計欄を4段書きとし、1段目に当初分を、2段目に森林・林業再生緊急対策分を、3段目に森林・林業再生総合対策分を、4段目に復興木材安定供給等対策分を記載すること。
 - 8 流通経費支援の要綱別表1の8の①、②の運搬については、個別指標を記載しなくて構わない。ただし、要綱別表1の8の①の運搬については被災工場名を、要綱別表1の8の②の運搬については原木の供給が困難になった事業者名を備考欄に記載すること。
- * 行については、適宜加除すること。

ネソ ル質 ギバト 支 援 導 入 マ の 促 ス ウ 進 エ チ	6. 木質バイオマス エネルギー導入促 進支援			計															
	合計																		
	※指導等事業																		
	バイオマス導入促進 計																		
強 い 林 業 ・ 木 材 産 業 構 築 緊 急 対 策 の う ち ハ ー ド 事 業	2. 木材加工流通 施設等整備			計															
	合計																		
	3. 木造公共施設 等整備			計															
	合計																		
	4. 木質バイオマス 利用施設等整備			計															
	合計																		
	10. 森林病虫獣害 対策			計															
	合計																		
	※指導等事業																		
	ハード事業 計																		
	※指導等事業 計																		
	総 計																		

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工程又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 3、5、7、10については、定額の単価
 - (2) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (3) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (4) 4、5及び6のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (5) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 7 別紙1のⅡの7の(2)に該当する利子助成は、個別指標について記載しなくてかまわない。
- * 行については、適宜加除のこと。

様式8

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県知事及び沖縄県内の市町村長においては、内閣府沖縄総合事務局長あて)

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書

(区分を以下により記載する)

区分:復興木材等安定供給等対策分

又は

区分:森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱第7の規定に基づき、目標達成状況について報告します。

別紙

1. 実績及び達成率

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			事業完了年度			1年目			2年目			目標年度の報告			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
間伐実施面積								/	/	/	/	/	/	/	/	/				
間伐材利用量																				

(注)

- 1 指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)
- 4 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

2. 総合評価

指標ごとにその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

全体指標	本事業の分析とその評価	今後の課題とその解決策
間伐実施面積		
間伐材利用量		

(注)

- 1 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。
- 2 本表には、指標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作

業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課		役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か														
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容	
	1				← A →				← B →												A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
	2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
	3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
	4				← A →																	A(9.5h)○○調査現地調査
	5				← A →				← D →													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
	.																					
	.																					
	.																					
	.																					
	30																					
	31																					
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。